

弁護士法23条の2の照会制度

1. 本照会は法律に基づいた照会です。

本照会制度は、昭和26年の弁護士法改正により創設され、今まで長年にわたり、弁護士が受任事件につき証拠を収集し、事実を調査するなど、その職務活動を円滑にするために、必要不可欠なものとして、わが国の司法制度の中に定着してきました。

この照会制度は、司法における真実の発見と公正な裁判に寄与することを目的としており、優れて公共的なものであり、国民の基本的人権の擁護と社会正義の実現のため必要不可欠な制度です。

本照会に対しては、法的に回答義務があります。拒否するにつき正当な理由がない限り、回答する義務があるということは、最高裁判所を含め、多くの判決・学説において認められているところです。一律かつ抽象的に拒否回答すること、あるいは回答しないことは許されません。

自治省税務局長に対する内閣法制局（第一部長）の回答（昭和38年3月15日付）を根拠に回答を拒否することはできないと解されています（法制意見百選693頁）。

2. 本照会は弁護士会が審査して照会を求めているものです。

弁護士会は、会員弁護士から、本照会に基づく照会の申出を受けた場合、照会の内容及び必要性について審査をして照会をしています。

3. 本照会の回答は目的外使用が制限されています。

個人情報保護のため、照会申出をした弁護士はその回答を目的外に使用することを禁じられており、弁護士会は、会員弁護士が回答を目的外使用をしないよう指導しております。

4. 回答書作成についてのお願い

- (1) 回答書のご返送は1部で結構です。
- (2) ご回答いただく際には、同封の回答書とレターパックプラスをご使用下さい。
- (3) 回答文書が複数枚になる場合には、可能な限りホチキス止めは避けていただければ幸甚に存じます。
- (4) 独自書式で回答いただく場合は、整理番号（回答書右上記載）及び申出（担当）弁護士名を、ご記入いただきますようお願いいたします。

5. 回答に係る費用について

ご回答いただくにつきコピー代、追加郵送料を要する場合は、回答書とともに請求明細書を添えてご請求下さい（ご請求の際、郵券による納付の可否、あるいは銀行口座振込みなど送金の方法についてご通知下さい）。なお、回答していただくにあたり上記コピー代、追加郵送料以外の費用が発生する場合は、事前に弁護士会事務局にご相談ください。

※本件照会及び回答の手続についてのお問い合わせは、下記連絡先までお願いいたします。
※照会内容についてのご不明な点は、照会書に記載の申出（担当）弁護士までお問い合わせいただいても結構です。

個人情報保護法に関する注意書

大阪弁護士会

平素は、当会の諸活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、個人情報保護法施行以来、弁護士法第23条の2第2項に基づく当会からの照会に対し、個人情報保護法第23条1項を根拠に、本人の同意がない限り第三者提供できないとの理由で回答が拒否される例が散見されるようになりました。

しかしながら、弁護士法第23条の2に基づく照会に対して回答することは、個人情報保護法第23条1項の第三者提供の制限規定の例外規定である同項1号の「法令に基づく場合」に該当しますので、本人の同意を得る必要はありません。

その理由は以下のとおりですので、個人情報保護法と弁護士法第23条の2との関係について正しくご理解いただき、本件照会にご回答賜りますようお願いいたします。

記

1. 弁護士法第23条の2に基づく照会について

弁護士法第23条の2に基づく照会制度は、直接的には弁護士が受任事件について事実を調査し証拠資料を収集するための手段として機能しますが、制度の意義はそれにとどまらず、司法における真実の発見と公正な判断を支え、法的正義の実現に寄与するという優れて公共的な意義を有しております、国民の基本的人権の擁護と社会正義の実現のために不可欠な制度です。

本制度に基づく照会に対しては、照会先は、本照会制度の公共的性格に照らして、照会制度の目的に即した必要性と合理性が認められる限り、その報告をすべきであると解されています（広島高裁岡山支部平成12年5月25日判決、判例時報1726号116頁）。

そして、公務員の守秘義務と弁護士法第23条の2の関係に関する内閣答弁の趣旨によても、単に照会先に守秘義務があるというだけでは本制度に基づく照会に対する回答拒否の理由とはならず、個別具体的な事案ごとに開示が正当視される事案の有無の検討がなされる必要があるとされており（内閣衆質151第33 平成13年4月6日付），最高裁判決においても、情報が前科等で回答者が特に高度な守秘義務を負っている場合であってさえ、照会事項が消滅等の重要な争点となっていて、照会して回答を得るのでなければ他に立証手段がないような場合には、照会に回答することが許される場合がある旨判示されています（最高裁昭和56年4月14日判決、民集35巻3号620頁）。

つまり、本制度に基づく照会に対しては、照会先に法的に回答義務があり、正当な理由なく回答を拒否することは許されません。

2. 個人情報保護法の趣旨

個人情報保護法は、第1条において、この法律の目的として、個人情報の取扱いに伴う「個人の権利利益の保護」を掲げるだけでなく、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」と定めており、個人情報の保護と利用とのバランスを取るべきことが明記されています。

同法第23条1項は、個人情報の第三者提供について、「次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない」と定め、原則として第三者に提供するには、事前に本人の同意が必要としながらも、個人情報の保護と利用の調和を図る観点から、同項各号の例外に該当する場合には、本人の同意は不要としています。

そして、同項1号には、例外として、「法令に基づく場合」が規定されています。

3. 弁護士法に基づく照会に回答することが、個人情報保護法の例外規定に該たること

個人情報保護法の解釈については、各省庁等が、その所管する事業者に向けて各種のガイドラインを公表しており、元々それらのガイドラインには、同法第23条1項の例外規定である「法令」の例として、弁護士法第23条の2が含まれると明記するものがいくつも存在しました。

ところが、各省庁のガイドラインの整備にもかかわらず、個人情報保護法の施行以来、法律に対する誤解等に起因して、必要とされる個人情報の提供までもが行われなくなる「過剰反応」と言われる問題が発生し、社会問題化しております。

そのため、このような「過剰反応」に対応するため、平成18年2月28日に個人情報保護関係省庁連絡会議が開催され、内閣府において、個人データを本人の同意なく第三者に提供できる「法令に基づく場合」に、弁護士会の弁護士会照会に回答する場合が該たることが、明確に確認されました。

更に、内閣府は、情報提供の拒否など「過剰反応」が問題となった例としても、「弁護士会照会への回答」を明記し、それが制度の誤解を背景として生じていることを指摘しております。加えて、過剰反応への対応策として、これまでのよう各省庁において法律上情報提供が可能な場合についての解釈を明確化し関係機関に周知をはかるだけでなく、今後の対応として、関係省庁連絡会議等を開催して、各省庁で問題となった事案を集約し、関係省庁で対応に関する情報を共有して、今後生じる問題に迅速に対応し法の円滑な施行を図ることが確認されております。

従いまして、個人情報保護法の解釈上、同法第23条1項1号の「法令」に、弁護士法第23条の2が該たることは明らかであり、弁護士法に基づく照会に対して回答することは、個人情報保護法第23条1項1号の例外規定に常に該当し、個人情報保護法上本人の同意なしに第三者提供できる場合に該たることとなります。

4. 以上のとおり、弁護士法第23条の2に基づく照会に対して回答をいただくことについて、個人情報保護法施行後も、これまでと同様、本人の同意は法的に必要ありません。

弁護士法照会制度の趣旨・目的に鑑み、よろしくご協力下さいますようお願いいたします。

以上